

文教委員会報告資料

令和7年8月21日

報告事項件名	頁
(教育指導部)	
(1) 第2期足立区教育振興ビジョンの策定について……………	2
(2) 令和8年度児童・生徒用Chromebook更新のスケジュール等について……………	7
(3) 令和7年度実用英語技能検定受験支援事業の実施状況について……………	8
(4) 令和7年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果(学力部分)について …	10
(学校運営部)	
(5) 児童・生徒褒賞に係る受賞対象者の見直しについて……………	15
(6) 千寿常東小学校施設更新に伴う設計等業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について …	18
(7) 「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の実現に向けて(案)～次世代へつなぐ適正規模・適正配置のガイドライン～」のパブリックコメント実施結果について……………	21
(8) 足立区育英資金条例施行規則の一部改正について……………	23
(9) 令和8年度あだち放課後子ども教室の民間事業者への委託に関する進捗状況について …	31
(子ども家庭部)	
(10) 令和6年度あだちっ子歯科健診の実施結果について……………	34
(11) 令和6年度の幼保小連携活動について……………	39

(教 育 委 員 会)

文教委員会報告資料

令和7年8月21日

件名	第2期足立区教育振興ビジョンの策定について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内容	今後8年間の教育施策を示す計画である「第2期足立区教育振興ビジョン（別添資料1）」を以下のとおり、令和7年8月に新たに策定したので報告する。 1 第2期足立区教育振興ビジョンの概要 令和元年度策定の教育振興ビジョンの計画期間満了に伴い、令和7年度を始期とする令和14年度までの8年間を見据えた新たな教育振興ビジョンを策定した。 （1）計画の概要 ア 計画策定の趣旨 区基本計画の改訂や、国の第4期教育振興基本計画を踏まえて児童・生徒主体の教育への転換やウェルビーイングの視点から、今後8年間に取り組むべき施策・事業を明示 イ 計画の対象 幼児期から義務教育期までの教育を主とする ウ 計画の期間 令和7年度～令和14年度（基本計画と同期間とした） エ 計画の位置づけ 教育に関する計画の最上位に位置付け オ 計画の進行管理 施策の達成度を測る施策指標と個別の事業指標を置き、PDCAサイクルに基づく事業展開を行う。また、計画全体の効果を見るために長期指標を設定し、数値の推移を見取っていく。 カ 計画の体系（P3参照） 基本計画における教育の分野毎の目標を実現するための「柱」と、これを支える「施策」を体系的に整理

【計画の体系】

柱1 児童・生徒の心身の健全な発達支援	
	1 豊かな心の育成
	2 いじめの早期発見・早期対応
	3 健やかな体の育成
柱2 確かな学力の定着に向けた、就学前からの取組み	
	1 教員の授業力向上
	2 個に応じた学習機会の提供
	3 就学前教育の推進
柱3 子どもの状況に応じた学びの充実	
	1 多様な学びの提供と学習の保障
	2 切れ目のない特別支援教育の推進
柱4 安全・快適に学べる教育施設の整備と働き方改革の推進	
	1 子どもたちが安全・快適に過ごせる教育環境の整備
	2 教員の働き方改革の推進
柱5 子ども・若者がたくましく生き抜く力を育むための成長支援	
	1 多様な体験活動の提供とその充実
	2 学校・家庭・地域の連携
	3 社会的な自立に必要な力の育成・支援

(2) 改訂のポイント

令和3年の中教審答申（※）や第4期教育振興基本計画、区の現状を踏まえて以下の7点を改訂のポイントと位置付けた。

- ア 学習者（児童・生徒）中心の学びの推進
- イ ウェルビーイングの向上
- ウ 主体的に社会に参画する態度の育成
- エ 多様な子どもに対する学習の保障（不登校、特別支援、外国ルーツ等）
- オ 就学前教育の充実
- カ DX化の推進
- キ 教員の負担軽減に向けた施策の推進

※ 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）

(3) 子どもの意見の聴き取り

開かれた教育委員会活動の一環として令和6年10月に開催した、各区立中学校の代表者と教育長・教育委員による意見交換会「あだち中学生会議」において寄せられた意見をビジョンに反映した。

※ 意見交換会のテーマ

- ① やる気の出る、理解のしやすい授業とは
→柱2-1「教員の授業力向上」へ主体的・協働的な学びの有効性を反映
- ② 居心地のよい学校とは
→柱1-1「豊かな心の育成」へ居心地のよい学校に向けた取組を反映

(4) 長期指標

基本計画や第4期教育振興基本計画などに基づき、ウェルビーイングや資質・能力の観点から、計画全体の効果を見取るものとして、9つの長期指標を設定した。

1 学びに向かう力	
	① 授業で学習したことを振り返る活動を通じて、学習内容に対する興味や関心が深まったり、広がったりしたと思う（自己調整）
	② わからないことはそのままにせず、わかるまで努力している（粘り強さ）
2 学習の基盤となる資質・能力	
	① 自分の意見や考えを相手にわかりやすく伝えることができる（言語能力）
	② 先生から示された課題や自分で立てた課題について、インターネットや図書等から必要な情報を集め、整理することができる（情報活用能力）
3 区学力調査の「通過率」の学校間の分布状況	
4 全国学力調査の国の「平均正答率」を上回った学校の割合	
5 ウェルビーイング	
	① 学校が楽しい
	② 夢や目標を持っている
	③ 自分にはよいところがある

2 検討経過

第1回全体会（令和6年9月24日）

前計画の振り返り、改訂に向けたポイントとなる事項の精査、長期指標の検討



第1回分科会（令和6年10月29日、31日、11月1日）

学校教育分科会、就学前教育・体験活動分科会、不登校等施策分科会の3分科会毎に、施策の目標や指標を検討



第2回全体会（令和6年12月26日）

これまでの議論を踏まえて事務局でまとめた改訂のポイント、長期指標、施策毎の目標や指標と施策指標に紐づく具体的な事業の指標の検討



第3回全体会（令和7年3月27日）

素案を取りまとめ



第4回全体会（令和7年7月3日）

計画案を策定

3 策定状況

第3回全体会やパブリックコメント期間中に教育委員や区議会議員からご意見をいただき、以下について、追記した。

指摘事項	【第3章 改訂の概要 P24・(3)イ】 『「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実』を授業改善の方向性として示した方が良いのではないか。
追記内容	【下線部分を追記】 <u>「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの視点に立った</u>授業改善を進めるにあたっては、学校図書館の活用その他、ICTを「思考」「表現」「自己調整」「協働」等のツールとして効果的に活用し、以下のポイントを重点に置きながら、従来の教員主導の知識伝達型の授業から、児童・生徒中心の学習へと転換を図ります。

指摘事項	【第6章 計画本編 P106・(2)6】 特別支援教育の推進の項に「経験の浅い教員が多く配置されている足立区」という記述があるが、特定の分野ではなく、区の現状として捉えるべきではないか。
追記内容	【第6章 計画本編「柱2／施策1 教員の授業力向上」内に下線部分を追記】 ＜P74・(2) 課題 項目2＞ 今後もこうした考えを基盤とする足立スタンダードをベースとした授業改善を推進するとともに、<u>経験の浅い教員が多く配置されている区の現状を踏まえ、こうした教員の授業づくりを支援する必要があります。</u> ＜P79・4 目標を達成するための取組概要 項目3＞ 教科指導専門員による <u>若手を中心とした</u> 教員への巡回指導

4 今後の予定

(1) 周知

印刷製本し、関係者及び関係機関へ配付するとともに、ホームページ掲載等により周知する。

(2) 進行管理

本ビジョンにおいて設定した「施策指標（※1）」「事業指標（※2）」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく「教育委員会事務の点検・評価」においてその達成状況を評価・分析しながら着実な事業展開を図っていく。

※1 当該施策の達成度を図るべく設定したもの

※2 施策に沿った主な事業のうち、施策指標へより強く作用すると考えられるものについて、その事業の活動結果や活動量を図るべく設定したもの

文教委員会報告資料

令和7年8月21日

件名	令和8年度児童・生徒用Chromebook更新のスケジュール等について																						
所管部課名	教育指導部学校ICT推進課																						
内容	令和8年度の児童・生徒用 Chromebook 更新に係る今後のスケジュール等について報告する。 1 更新までのスケジュール（予定） <table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年4月</td><td>更新後の機種決定</td></tr> <tr> <td>令和7年9月</td><td>物品購入等の契約請求</td></tr> <tr> <td>令和7年12月</td><td>契約議案提出及び本契約 (令和7年度債務負担議決済み)</td></tr> <tr> <td>令和8年2月から4月頃</td><td>端末の設定作業</td></tr> <tr> <td>令和8年夏季休業期間</td><td>更新後の Chromebook を学校に配備</td></tr> </tbody> </table> 2 購入する端末等について <table border="1"> <thead> <tr> <th>購入物品</th><th>購入数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童・生徒用 Chromebook</td><td>約 48,000 台 (予備機 15%・約 6,300 台含む)</td></tr> <tr> <td>保護フィルム</td><td>約 48,000 枚</td></tr> <tr> <td>持ち帰り用 AC アダプタ</td><td>約 24,000 個</td></tr> <tr> <td>モバイルバッテリー</td><td>約 4,500 個</td></tr> </tbody> </table> ※ 令和8年度に購入予定であった教員用 Chromebook に関しては、将来的な教員の学習用 Chromebook と校務用 PC の統合を見据え、ネットワーク環境等のインフラが整備される予定の令和10年度以降の購入を検討する。それに伴い、令和8年度は児童・生徒用 Chromebook を先行して整備することとした。 (参考) 購入する児童・生徒用 Chromebook 	日程	内容	令和7年4月	更新後の機種決定	令和7年9月	物品購入等の契約請求	令和7年12月	契約議案提出及び本契約 (令和7年度債務負担議決済み)	令和8年2月から4月頃	端末の設定作業	令和8年夏季休業期間	更新後の Chromebook を学校に配備	購入物品	購入数	児童・生徒用 Chromebook	約 48,000 台 (予備機 15%・約 6,300 台含む)	保護フィルム	約 48,000 枚	持ち帰り用 AC アダプタ	約 24,000 個	モバイルバッテリー	約 4,500 個
日程	内容																						
令和7年4月	更新後の機種決定																						
令和7年9月	物品購入等の契約請求																						
令和7年12月	契約議案提出及び本契約 (令和7年度債務負担議決済み)																						
令和8年2月から4月頃	端末の設定作業																						
令和8年夏季休業期間	更新後の Chromebook を学校に配備																						
購入物品	購入数																						
児童・生徒用 Chromebook	約 48,000 台 (予備機 15%・約 6,300 台含む)																						
保護フィルム	約 48,000 枚																						
持ち帰り用 AC アダプタ	約 24,000 個																						
モバイルバッテリー	約 4,500 個																						

文 教 委 員 会 報 告 資 料

令和 7 年 8 月 2 1 日

件 名	令和 7 年度実用英語技能検定受験支援事業の実施状況について
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内 容	令和 7 年度から対象者を拡大した「実用英語技能検定（以下「英検」という。）受験支援事業」の実績（第 1 回速報値）について、以下のとおり報告する。 1 概要 （1）内容 英検の受験費用を全額公費負担する（1 年度に一人 1 回まで）。 （2）対象者 区立中学校に通う中学生 （3）対象級 <u>中学 1 年生：5 級以上</u> ※ 令和 7 年度から対象拡大 <u>中学 2 年生：4 級以上</u> ※ 令和 7 年度から対象拡大 中学 3 年生：3 級以上 （4）申込状況 全対象生徒（13,801 人、令和 7 年 5 月 1 日現在）のうち、<u>第 1 回申込で 15.3%（2,118 人）※ が申し込んだ。</u> （5）昨年度との比較（中学 3 年生） ※ 昨年度までは 3 年生 3 級以上のみが対象 令和 6 年度 第 1 回：23.0% 令和 7 年度 第 1 回：24.0% 2 対象拡大の影響 （1）公費負担がなかった昨年度に比べて、「中学 1 年生、2 年生においても受験者が増えた」との現場の声がある。 （2）英検の公費受験にあたっては、学校が取りまとめや申込みを行っているため、受験者数が増加したことによって「<u>教員の負担が大きくなった</u>」との現場の声がある。 3 今後の方針 受験者数の増加率から事業の拡大効果が確認できるため、継続しつつ、教員の負担軽減を図るべく、業務フローの改善等を検討していく。

《参考》

令和7年度 第1回申込状況

		1級	準1級	2級	準2級プラス	準2級	3級	4級	5級	合計
1年生	受験者数(人)	2	0	3	1	18	39	82	280	425
	受験率(%)	0.04	0	0.1	0.02	0.4	0.9	1.8	6.1	9.3
2年生	受験者数(人)	0	0	6	1	60	178	340	－	585
	受験率(%)	0	0	0.1	0.02	1.3	3.8	7.3	－	12.6
3年生	受験者数(人)	1	3	57	19	311	717	－	－	1,108
	受験率(%)	0.02	0.1	1.2	0.4	6.8	15.6	－	－	24.1
受験者数(人)		3	3	66	21	389	934	422	280	2,118

文教委員会報告資料

令和7年8月21日

件名	令和7年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果 (学力部分) について										
所管部課名	教育指導部学力定着推進課										
内 容	令和7年4月11日に実施した、令和7年度「足立区学力定着に関する総合調査」のうち、学習定着度調査の結果について、以下のとおり報告する。 学習意識調査については、集計・分析結果がまとまり次第、あらためて報告する。 1 結果概要 <table><tr><td></td><td>小学校</td><td>中学校</td></tr><tr><td>全体通過率 (※1) (R6との比較)</td><td>国語 87.3% (+4.5 ポイント) 算数 86.1% (+3.7 ポイント)</td><td>国語 69.7% (-1.3 ポイント) 数学 64.4% (-1.4 ポイント) 英語 65.8% (+1.2 ポイント)</td></tr><tr><td>正答率(※3)が 全国値(※4)を 上回った 教科・学年</td><td>国語・算数 2～6年生 (全教科・全学年)</td><td>国語 1～3年生 数学 1・2年生</td></tr></table> ※1 通過率：目標値(※2)以上の正答があった児童・生徒の割合 (目標値以上児童・生徒数÷受検者数×100(%)) ※2 目標値：前年度の基礎的な内容が理解できていれば正解できると期待される値(目標正答率) ※3 正答率：出題数中何問正解したかの割合 (正答数÷出題数×100(%)) ※4 全国値：委託事業者が取り扱っている全自治体分の平均値 (1) 小学校 通過率は国語・算数ともに 85%を超え、学年・教科別では、<u>全て前年度を上回った。</u>正答率は、令和4年度から連続で全学年全教科で全国値を上回っており、授業力向上と個に応じた指導を柱とした施策に加え、各学校における教育活動の工夫と基礎学力の定着・向上の取組による成果が大きく表れた結果となった。 (2) 中学校 通過率は、やや前年度を下回っているものの、<u>正答率では、国語は全国値を上回り、数学・英語については全国値並みであった。</u>			小学校	中学校	全体通過率 (※1) (R6との比較)	国語 87.3% (+4.5 ポイント) 算数 86.1% (+3.7 ポイント)	国語 69.7% (-1.3 ポイント) 数学 64.4% (-1.4 ポイント) 英語 65.8% (+1.2 ポイント)	正答率(※3)が 全国値(※4)を 上回った 教科・学年	国語・算数 2～6年生 (全教科・全学年)	国語 1～3年生 数学 1・2年生
		小学校	中学校								
	全体通過率 (※1) (R6との比較)	国語 87.3% (+4.5 ポイント) 算数 86.1% (+3.7 ポイント)	国語 69.7% (-1.3 ポイント) 数学 64.4% (-1.4 ポイント) 英語 65.8% (+1.2 ポイント)								
	正答率(※3)が 全国値(※4)を 上回った 教科・学年	国語・算数 2～6年生 (全教科・全学年)	国語 1～3年生 数学 1・2年生								

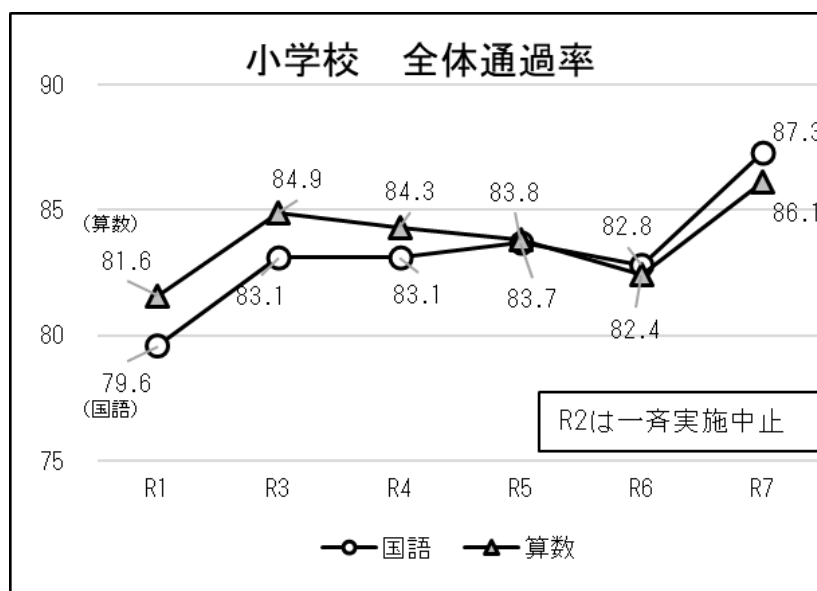
2 今後の取組

- (1) 各校が調査結果に基づく分析を行い、分析結果を踏まえた授業改善プランを作成し、意図的・計画に授業改善を図る。つまずきの多い学習内容については、補習で繰り返しの指導を行う等、個に応じた指導により解消を図る。
- (2) 調査結果について、区全体の傾向を踏まえた課題分析を行い指導主事や学力定着指導員とで共有するとともに、授業改善の取組や学校経営に課題のある学校には、重点的な助言・指導を行う。

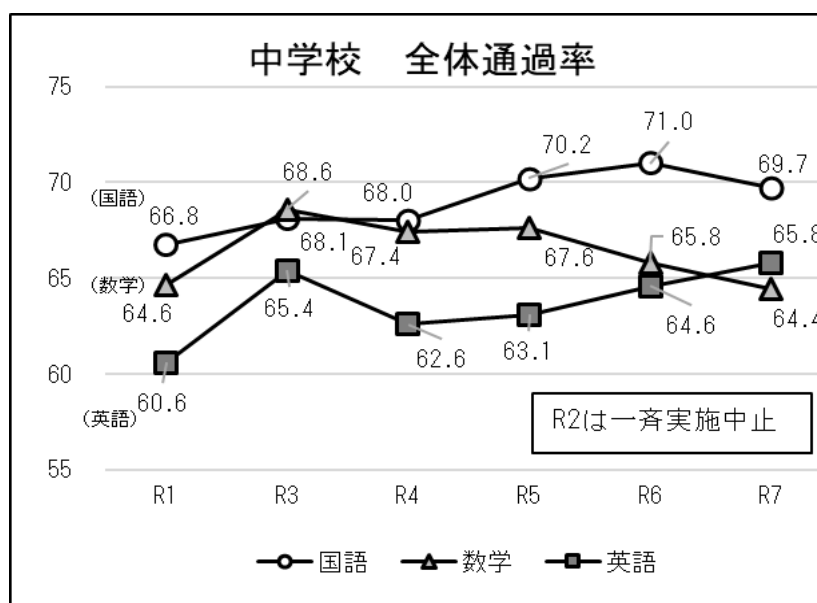
3 学習定着度調査結果

- (1) 小・中学校全体の通過率（単位：％）

ア 小学校



イ 中学校



(2) 学年・教科別の目標値とこれを通過した割合である通過率及び正答率(単位：%)

表中の下線部の数値は、通過率はR 7がR 6を上回ったもの、正答率は全国値を上回ったものを表す。

ア 小学校

(ア) 国語

	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6
目標値 (R 6)	74.4	72.7	56.7	50.0	50.0
通過率 (R 6)	81.5	83.2	84.2	81.9	83.1
目標値 (R 7)	72.5	72.2	60.5	50.0	53.5
通過率 (R 7)	<u>87.2</u>	<u>87.5</u>	<u>88.1</u>	<u>86.3</u>	<u>87.3</u>
正答率 (R 6)	86.3	85.3	72.9	67.3	66.6
正答率 (R 7)	<u>85.7</u>	<u>86.2</u>	<u>80.7</u>	<u>71.0</u>	<u>74.6</u>
(全国値)	(82.1)	(82.6)	(74.0)	(65.5)	(70.6)

(イ) 算数

	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6
目標値 (R 6)	76.7	76.4	61.9	59.1	46.6
通過率 (R 6)	88.5	87.1	85.6	74.7	76.7
目標値 (R 7)	74.8	74.2	59.0	62.0	50.0
通過率 (R 7)	<u>92.4</u>	<u>90.3</u>	<u>88.4</u>	<u>82.8</u>	<u>77.6</u>
正答率 (R 6)	88.5	88.8	77.7	71.3	62.3
正答率 (R 7)	<u>89.4</u>	<u>87.9</u>	<u>77.8</u>	<u>78.2</u>	<u>67.7</u>
(全国値)	(83.6)	(80.8)	(71.4)	(70.7)	(63.2)

イ 中学校

(ア) 国語

	中 1	中 2	中 3
目標値 (R 6)	53.1	60.2	68.2
通過率 (R 6)	74.7	77.7	60.5
目標値 (R 7)	53.7	60.0	64.8
通過率 (R 7)	72.6	80.0	55.8
正答率 (R 6)	63.6	70.6	71.2
正答率 (R 7)	65.3	74.3	66.2
(全国値)	(64.6)	(73.4)	(65.8)

(イ) 数学

	中 1	中 2	中 3
目標値 (R 6)	55.6	41.8	40.1
通過率 (R 6)	75.9	68.3	52.9
目標値 (R 7)	54.9	50.8	50.3
通過率 (R 7)	72.4	65.3	55.0
正答率 (R 6)	69.9	52.2	42.6
正答率 (R 7)	65.1	59.1	54.4
(全国値)	(62.8)	(57.7)	(54.7)

(ウ) 英語

	中 1	中 2	中 3
目標値 (R 6)	80.8	51.5	52.6
通過率 (R 6)	80.7	53.4	59.0
目標値 (R 7)	80.8	51.3	53.1
通過率 (R 7)	86.0	56.7	53.6
正答率 (R 6)	87.7	55.1	59.3
正答率 (R 7)	89.7	57.3	58.3
(全国値)	(90.3)	(57.7)	(59.0)

4 周知時期・方法等

- (1) 調査結果の詳細及び各学校の学力向上への主な取組等を「調査結果報告書」(冊子)にとりまとめ、12月下旬に関係機関に配付する(ただし、学校別ページについては、学校選択の参考資料となることから、9月上旬を目途に区ホームページに掲載する)。
- (2) 報告書の「概要版」(リーフレット)を12月下旬に保護者に配付する。

《参考》

【実施概要】

1 実施日

令和7年4月11日（金）

2 科目

（1）小学校（2～6年生）：学習定着度調査（国語、算数）
学習意識調査

（2）中学校（1～3年生）：学習定着度調査（国語、数学、英語）
学習意識調査

3 調査実施人数（単位：人）

（1）小学校

	2年	3年	4年	5年	6年	計
国語	4,216	4,255	4,472	4,625	4,580	22,148
算数	4,225	4,261	4,481	4,631	4,589	22,187
意識調査	4,244	4,287	4,512	4,655	4,597	22,295

（2）中学校

	1年	2年	3年	計
国語	4,199	4,030	3,902	12,131
数学	4,197	4,037	3,909	12,143
英語	4,196	4,038	3,915	12,149
意識調査	4,198	4,041	3,916	12,155

4 調査受託者

株式会社ベネッセコーポレーション

文教委員会報告資料

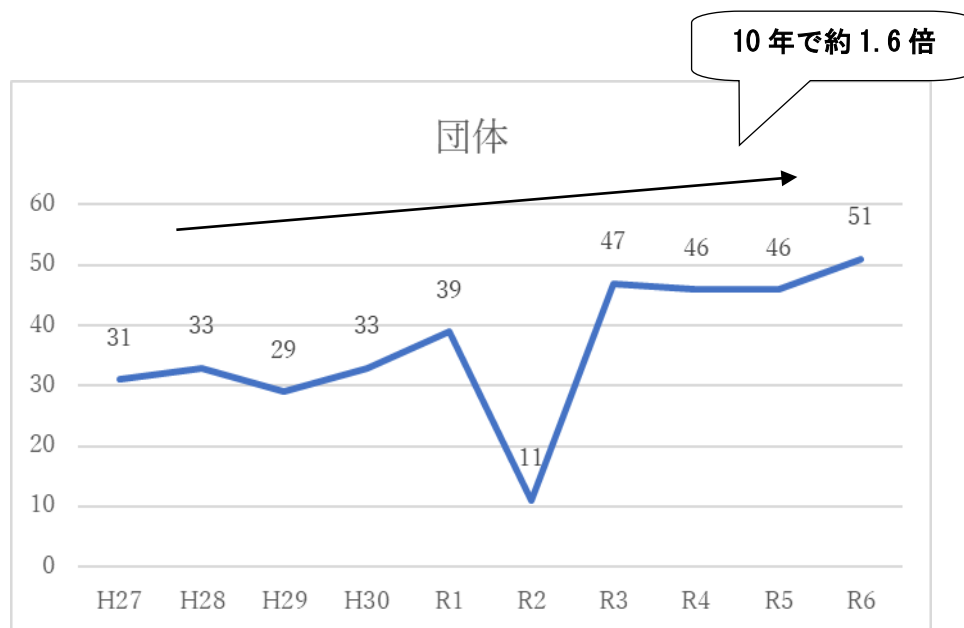
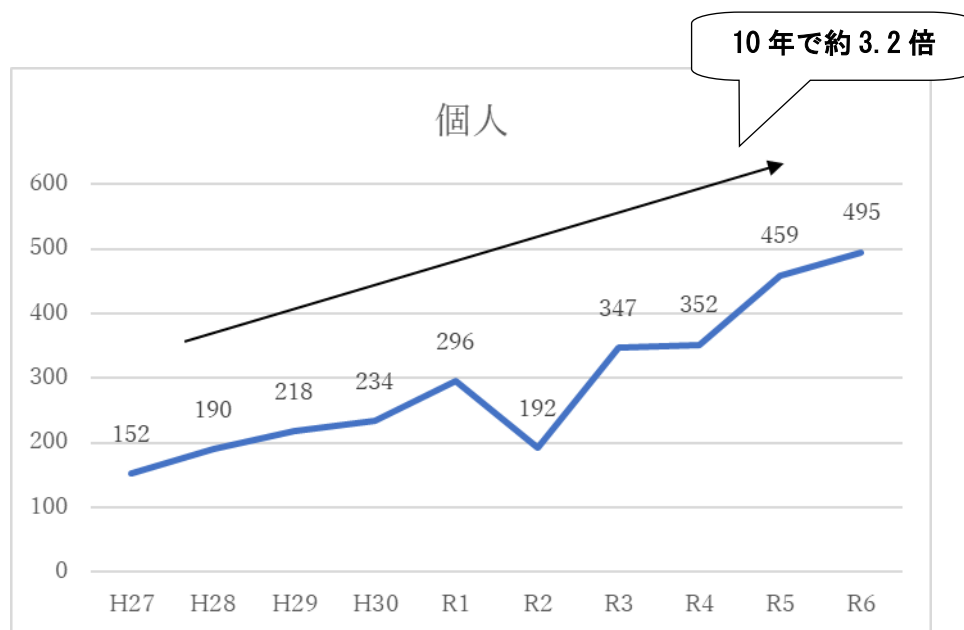
令和7年8月21日

件名	児童・生徒褒賞に係る受賞対象者の見直しについて												
所管部課名	学校運営部学校支援課												
内 容	児童・生徒褒賞の褒賞基準を見直すこととなったため、検討内容を報告する。												
	1 現行基準 区内在住又は在学の小・中学生が収めたスポーツ大会や文化コンクールの成績を審査し、以下に該当するものを褒賞対象としている。												
	<table><tr><td></td><td>23 区大会</td><td>東京都大会 関東大会</td><td>全国大会</td></tr><tr><td>文化部門</td><td>1 位相当</td><td>3 位以内相当</td><td>予選有：6 位以内相当 予選無：3 位以内相当</td></tr><tr><td>スポーツ 部門</td><td>1 位</td><td>3 位以内</td><td>予選有：6 位以内 予選無：3 位以内</td></tr></table>		23 区大会	東京都大会 関東大会	全国大会	文化部門	1 位相当	3 位以内相当	予選有：6 位以内相当 予選無：3 位以内相当	スポーツ 部門	1 位	3 位以内	予選有：6 位以内 予選無：3 位以内
		23 区大会	東京都大会 関東大会	全国大会									
	文化部門	1 位相当	3 位以内相当	予選有：6 位以内相当 予選無：3 位以内相当									
スポーツ 部門	1 位	3 位以内	予選有：6 位以内 予選無：3 位以内										
ただし、その成績（順位）が上位 50 % 以上（特別支援学級の場合は上位 75 % 以上）にあたらなない場合は、これを非該当とする。													
2 現行基準の課題 (1) 同じ褒賞対象でも、大会規模に大きな差がある（数百～数千人規模と数人規模）。 (2) 数人規模の大会で表彰された児童・生徒（※）の、褒賞への推薦希望が年々増加し続けている。 ※ 令和 6 年度実績では、受賞者全体(個人:495 人、団体:51 団体)の 2 割程度													
3 新基準 褒賞対象とする大会等に、以下のとおり参加人数（参加チーム数）の条件を設ける。													
	その大会等の参加（応募）数が、最低でも 16 以上でなければならない。予選を経た大会等の場合は、その大会等の参加（応募）数と、それまでの下部大会等の参加数（応募）数の合計が、最低でも 16 以上でなければならない。												

4 今後のスケジュール（案）

時期（予定）	内容
令和7年9月上旬	① C4th で各学校あてに推薦依頼の文書を配信 ② 新基準を記載した保護者当ての通知を添付するので、学校は保護者に周知
令和7年9月～11月	① 希望者は学校に報告 ② 学校は期限までに推薦書を学校支援課へ提出
令和7年12月上旬	① 教育委員会事務局の審査会開催
令和7年12月中旬	① 褒賞受賞者決定 ② 学校支援課から学校に決定通知を送付、受賞者の式典への出席確認を学校に依頼（区長褒賞のみ）
令和8年2月22日	① 児童・生徒褒賞式（区長褒賞のみ） （場所：庁舎ホール 時刻：未定）

【参考】受賞者数の推移



文教委員会報告資料

令和7年8月21日

件名	千寿常東小学校施設更新に伴う設計等業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について
所管部課名	学校運営部学校施設管理課
内容	千寿常東小学校施設更新に伴う設計等業務委託事業者選定委員会におけるプロポーザル方式による審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので、以下のとおり報告する。 1 業務名 千寿常東小学校施設更新に伴う設計等業務委託 2 業務目的、内容 (1) 業務目的 千寿常東小学校の老朽化に伴う施設更新 (2) 業務内容 基本構想、基本計画、基本設計等 3 特定した相手方 (1) 事業者名 株式会社 新居千秋都市建築設計 代表者 代表取締役 新居千秋 (2) 所在地 東京都目黒区祐天寺二丁目14番19号 四宮ビル2階 4 申込事業者数 1事業者 5 提案価格 227,700,000円(税込) 6 業務期間 契約締結日から令和9年3月15日まで 7 特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント (1) 千寿常東小学校の周辺環境を踏まえ、周辺への日影等の影響に配慮した校舎配置が考えられていた。 (2) 保護者や地域住民の意見を聞きながら設計を進める姿勢が強く感じられた。

8 特定までの経緯

(1) 公募期間 令和7年3月3日から同月19日まで

(2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

	開催日	内 容	審査事業者数
第1回	令和7年 1月15日	選定方法や評価項目等の 確認	—
第2回	令和7年 4月30日	第一次審査(提案書提出者 の選定:書類審査)	1事業者
第3回	令和7年 6月23日	第二次審査(プレゼンテー ション参加者の選定:書類 審査)	1事業者
第4回	令和7年 7月24日	第三次審査(事業者の特 定:プレゼンテーション、 ヒアリング)	1事業者

イ 委員構成(計5名)

種別	氏 名	役 職 等
学識経験者	土田 寛 【委員長】	東京電機大学 未来科学部 学部長
	大島 隆代	文教大学 人間科学部 人間科学科 准教授
区 民	田中 光義	まちづくりカウンセラー
	豊住 いずみ	千寿常東小学校開かれた学 校づくり協議会会長
区職員	中村 明慶	教育長

ウ 審査項目及び審査結果

P20「千寿常東小学校施設更新に伴う設計等業務委託提案書
提出者選定結果(第一次)及び提案書特定結果(第二次、第三次)」
のとおり

9 今後のスケジュール(予定)

- (1) 令和7年 8月～ 同年11月 基本構想・基本計画書作成
- (2) 令和7年12月～令和8年10月 基本設計作成
- (3) 令和8年11月～令和9年 3月 計画通知等諸手続

千寿常東小学校施設更新に伴う設計等業務委託提案書提出者選定結果及び提案書特定結果

1 提案書提出者選定結果（一次審査）

	評価項目	評価の視点	指標	配点	第一順位 事業者
1	業務遂行力	本業務を遂行するために必要な技術者を有しているか	従業員数、有資格者数、責任者や 専門技術者の配置、業務実施体 制、技術協力体制等	100	64
2		本業務を円滑に進めるために十分な技術者の配置になっているか		100	68
3		必要な技術協力の体制が検討されているか		50	34
4	業務遂行力実績	本業務の遂行に有効な経験や実績、知識等を有しているか	同種又は類似業務の実績等	150	87
5	専任性	本業務に専念できる時間が十分にあるか	従事予定者の手持ち業務量	50	30
6	経営状況	経営基盤や財務状況が健全か	財務諸表	50	30
合計				500	313
7	区内事業者加算	区内に本店のある事業者に合計の10%を加点		50	0
総合計					313
結果					提案書提出者に 選定

2 提案書特定結果（二次審査・三次審査）

	評価項目	評価の視点	指標	配点	第一順位 事業者
1	業務の実施方針	ア 業務の遂行に必要な体制が組まれているか イ 無理のない設計業務の実施手順が計画されているか ウ 開設までの業務スケジュール案は効率的か エ 区民の意見や要望を反映する手法は適切か	実施方針書	125	85
2	技術的提案課題	技術提案課題①【全体計画】 「新しい時代の学びを実現する学校施設についての提案」 ア 「足立区教育振興ビジョン」に掲げる施策・戦略と関連付けた計画 イ 学校全体を学び・生活の場として捉え、多様な学びに対応できる施設の考え方 ウ 地域社会と連携・協創していく拠点としての学校施設の考え方 エ 「千住旭町地区地区まちづくり計画」との整合を図る	技術提案書	100	64
		技術提案課題②【避難所としての計画】 「地域性を考慮した避難所の提案」 ア 避難所としての効率的な建築及び敷地の考え方（浸水深の考慮等） イ 「足立区地域防災計画」との整合を図る		25	18
		技術提案課題③【施工計画・環境計画】 「合理的、経済的な施工計画の提案」、「2050年CO2ゼロへ向けた次世代型公共施設の提案」 ア 施工から解体までのライフサイクルコスト縮減についての考え方 イ 合理的な施工計画（敷地外に仮設校舎整備が不可）と工期について ウ ZEBReady 以上とした場合の設計及び考え方		100	48
3	コスト	提案内容に対する設計費用の見積りは妥当か	設計費用の見積り額	50	34
4	プレゼンテーション・ヒアリング	ア 説明に説得力があるか イ 質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で回答されたか ウ 参加意欲が感じられるか	プレゼンテーション・ヒアリング	100	60
合計				500	309
5	区内事業者加算	区内に本店があり、対象業務区域が区内である場合	5%	25	0
		区内に本店があり、対象業務区域が区外である場合	4%	20	0
		区内に支店があり、対象業務区域が区内である場合	3%	15	0
		区内に支店があり、対象業務区域が区外である場合	2%	10	0
総合計					309
結果					特定

文教委員会報告資料

令和7年8月21日

件名	「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の実現に向けて（案）～次世代へつなぐ適正規模・適正配置のガイドライン～」のパブリックコメント実施結果について																								
所管部課名	学校運営部学校適正配置担当課																								
内容	「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の実現に向けて（案）～次世代へつなぐ適正規模・適正配置のガイドライン～」策定に伴うパブリックコメントの実施結果について、以下のとおり報告する。 1 案件名 足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の実現に向けて（案）～次世代へつなぐ適正規模・適正配置のガイドライン～ 2 意見の募集期間 令和7年6月2日（月）から同年7月1日（火）まで 3 意見提出数など (1) 意見提出者数（意見の件数） 149名（323件） (2) 提出方法 ア 窓口への持参 78名 イ 郵送 5名 ウ ファクシミリ 45名 エ 区ホームページの意見受付フォーム 21名 4 意見の内訳 <table><thead><tr><th>意見の項目</th><th>件数</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>統合の反対について</td><td>102件</td><td>32%</td></tr><tr><td>小規模校・少人数学級について</td><td>70件</td><td>22%</td></tr><tr><td>避難所について</td><td>47件</td><td>14%</td></tr><tr><td>通学距離について</td><td>50件</td><td>15%</td></tr><tr><td>その他</td><td>32件</td><td>10%</td></tr><tr><td>関係者説明について</td><td>15件</td><td>5%</td></tr><tr><td>学校施設の更新について</td><td>7件</td><td>2%</td></tr></tbody></table> ■統合の反対について ■通学距離について ■関係者説明について ■その他 ■小規模校・少人数学級について ■避難所について ■学校施設の更新について	意見の項目	件数	割合	統合の反対について	102件	32%	小規模校・少人数学級について	70件	22%	避難所について	47件	14%	通学距離について	50件	15%	その他	32件	10%	関係者説明について	15件	5%	学校施設の更新について	7件	2%
意見の項目	件数	割合																							
統合の反対について	102件	32%																							
小規模校・少人数学級について	70件	22%																							
避難所について	47件	14%																							
通学距離について	50件	15%																							
その他	32件	10%																							
関係者説明について	15件	5%																							
学校施設の更新について	7件	2%																							

	5 意見の概要及び区の考え方 別添資料 2 のとおり 6 今後の方針 (1) 今回のパブリックコメントで集約したご意見を踏まえ、必要に応じてガイドラインに反映させ、令和 7 年 1 0 月の本決定を目指す。 (2) ガイドライン完成後、取り組むエリアごとに新たな個別実施計画を策定し、地域関係者（地区町自連、開かれた学校づくり協議会等）に対して丁寧の説明していく。
--	--

文教委員会報告資料

令和7年8月21日

件 名	足立区育英資金条例施行規則の一部改正について		
所管部課名	学校運営部学務課		
内 容	社会人を対象とした奨学金返済支援助成制度（以下「新制度」という。）の創設などに伴い、令和7年第2回足立区議会定例会にて足立区育英資金条例を改正したことを受け、足立区育英資金条例施行規則を改正したので報告する。		
	1 主な改正内容（詳細は、P24～30新旧対照表のとおり）		
	改正内容	改正前	改正後
	(1)社会人を対象とした返済支援助成制度（新制度）創設に伴う改正	「返済支援助成制度（旧制度）」について、育成資金条例施行規則にて規定	規則中の旧制度に関する文言を削除（旧制度は新制度と統合するため）※1
	(2)国の給付奨学金（学資支給金）※2の取扱い	区の給付型奨学金を支給するにあたり、 <u>国の給付奨学金（学資支給金）を控除する</u> ➡区からの給付額が0円となる事例が発生	区の給付型奨学金を支給するにあたり、 <u>国の給付奨学金（学資支給金）を控除しない</u> （給付額から差し引かない） ➡区からの給付が可能となる
	(3)法律の引用条文の改正	「大学等における修学の支援に関する法律」第8条第1項を引用	法改正に伴い、 <u>第8条第1項を第4条第1項へ改正</u>
	(4)給付型奨学金に関する規定の整備	提出書類の提出時期が <u>固定的</u> （例：4月末日）	提出書類の提出時期を <u>都度定める</u> （柔軟な運用へ変更）
	※1 新制度については、社会人が対象であるため、「学生」を対象に「進学又は修学のための学資金を助成」することを目的とした足立区育英資金条例（同条例施行規則を含む）で規定することは適切でないことから、新たに要綱を制定のうえ実施する。		
	※2 学費のほか、学用品や生活費などを補填することで、奨学生が生活に不安を覚えることなく、学業に専念できることを目的に給付されているもの		
	2 施行年月日 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第4条第3号及び第18条第5項の規定は、令和7年4月1日から適用する。		
3 今後の方針 新制度の実施にあたっては、新たに要綱を制定のうえ、令和7年9月（予定）から募集を開始する。			

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
第1条～第3条 (略) (給付の資格) 第4条 条例第2条第6号の規則で定める要件は、次のとおりとする。 (1) 足立区育英資金条例の一部を改正する条例（令和4年足立区条例第61号）による改正前の条例の規定により、学資金の貸付を受けていないこと。 (2) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2の学資支給金（以下「学資支給金」という。）の申込みを<u>すること</u>。 (3) <u>学資支給金を受ける者にあつては、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定による授業料等の減免の申込みをすること。</u> <u>(奨学金返済支援助成の資格)</u> 第5条 条例第3条第1項第6号の規則で定める要件は、返済すべき奨学金に係る高等学校等又は確認大学等を卒業した後10年以内において、足立区に特別区民税・都民税を2年度分完納することとする。 (給付又は助成の申請) 第6条 条例第5条第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める書類に、別に定める書類を添えて、区長に提出してしなければならない。 (1) 奨学金の給付に係る申請の場合 足立区奨学生候補者申請書（第1号様式） (2) <u>奨学金返済支援助成に係る申請の場合 足立区奨学金返済支援助成候補者申請書（第2号様式）</u> <u>(3) 高等学校等入学準備助成に係る申請の場合 別に定める様式による申請書</u> (給付及び助成の基準)	第1条～第3条 現行のとおり (給付の資格) 第4条 条例第2条第6号の規則で定める要件は、次のとおりとする。 (1) 足立区育英資金条例の一部を改正する条例（令和4年足立区条例第61号）による改正前の条例の規定により、学資金の貸付を受けていないこと。 (2) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2の学資支給金（以下「学資支給金」という。）の申込みを<u>行うこと</u>。 (3) <u>大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第1項の規定による授業料等の減免の申込みを行うこと。</u> 第5条 削除 (給付又は助成の申請) 第6条 条例第5条第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める書類に、別に定める書類を添えて、区長に提出してしなければならない。 (1) 奨学金の給付に係る申請の場合 足立区奨学生候補者申請書（第1号様式） (2) <u>(削る)</u> <u>(2) 高等学校等入学準備助成に係る申請の場合 別に定める様式による申請書</u> (給付及び助成の基準)

改正前	改正後
第7条 奨学金の給付及び学資金の助成に係る決定に当たっては、別に定める基準及び選考方法によるものとする。 (奨学生等候補者決定の通知)	第7条 奨学金の給付及び学資金の助成に係る決定に当たっては、別に定める基準及び選考方法によるものとする。 (奨学生等候補者決定の通知)
第8条 区長は、条例第5条第2項の規定により奨学金の給付に係る奨学生等候補者の決定を行ったときは足立区奨学生候補者決定通知書(第3号様式)により、決定を行わないこととしたときは足立区奨学生候補者申請却下通知書(第4号様式)により、当該申請をした者に対し通知するものとする。	第8条 区長は、条例第5条第2項の規定により奨学金の給付に係る奨学生等候補者の決定を行ったときは足立区奨学生候補者決定通知書(第3号様式)により、決定を行わないこととしたときは足立区奨学生候補者申請却下通知書(第4号様式)により、当該申請をした者に対し通知するものとする。
2 区長は、条例第5条第2項の規定により奨学金返済支援助成に係る奨学生等候補者の決定を行ったときは足立区奨学金返済支援助成候補者決定通知書(第5号様式)により、決定を行わないこととしたときは足立区奨学金返済支援助成候補者申請却下通知書(第6号様式)により、当該申請をした者に対し通知するものとする。	2 (削る)
3 区長は、条例第5条第2項の規定により高等学校等入学準備助成に係る奨学生等候補者の決定については、別に定める様式による通知書により、当該申請をした者に対し通知するものとする。 (給付の決定に係る申請)	2 区長は、条例第5条第2項の規定により高等学校等入学準備助成に係る奨学生等候補者の決定については、別に定める様式による通知書により、当該申請をした者に対し通知するものとする。 (給付の決定に係る申請)
第9条 奨学金の給付の決定に係る申請は、区長が指定する期日までに、足立区奨学金給付申請書(第7号様式)に、別に定める書類を添えて区長に提出してしなければならない。	第9条 奨学金の給付の決定に係る申請は、区長が指定する期日までに、足立区奨学金給付申請書(第7号様式)に、別に定める書類を添えて区長に提出してしなければならない。
第10条 (略) (奨学金の給付)	第10条 現行のとおり (奨学金の給付)
第11条 奨学金は、毎年4月及び9月(入学前又は進級前に奨学金の給付が必要な場合にあつては、随時)に、奨学生に給付する。	第11条 奨学金は、 <u>条例第7条第1項の決定後、遅滞なく奨学生に給付する。</u> <u>この場合において、区長は、奨学生から入学前に奨学金(入学金に限る。)の給付の申請があり、入学前に給付することが必要と認めるときは、入学前に奨学金を給付することができる。</u>
2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の事情があると認めるときは、区長が別に定める月に給付することができる。	2 (削る)

改正前	改正後
第11条の2及び第11条の3 (略) <u>(奨学金返済支援助成の交付決定に係る申請)</u>	第11条の2及び第11条の3 現行のとおり
第12条 奨学金返済支援助成の交付決定に係る申請は、足立区奨学金返済支援助成交付申請書(第9号様式)に、別に定める書類を添えて、区長に提出してしなければならない。 <u>(奨学金返済支援助成の交付決定の通知)</u>	第12条及び第13条 削除
第13条 区長は、条例第8条第1項の規定により奨学金返済支援助成の交付を決定したときは、足立区奨学金返済支援助成交付決定通知書(第10号様式)により、当該奨学生等候補者に対し通知するものとする。	
第14条～第16条 (略)	第14条～第16条 現行のとおり
第17条 区長は、条例第10条第1項の規定により奨学金返済支援助成に係る交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、足立区奨学金返済支援助成交付決定取消通知書(第13号様式)により、当該交付決定者に対し通知するものとする。	第17条 (削る)
2 区長は、条例第10条第2項の規定により高等学校等入学準備助成に係る交付決定を取り消した場合は、足立区高等学校等入学準備助成交付決定取消通知書(第14号様式)により、当該交付決定者に対し通知するものとする。 (証明書類の提出等)	区長は、条例第10条第2項の規定により高等学校等入学準備助成に係る交付決定を取り消した場合は、足立区高等学校等入学準備助成交付決定取消通知書(第14号様式)により、当該交付決定者に対し通知するものとする。 (証明書類の提出等)
第18条 入学前又は進級前に奨学金_____の給付を受けた奨学生は、 <u>入学又は進級</u> をする年度の <u>4月末日</u> までに、支払を証明する書類を区長に提出しなければならない。	第18条 入学前_____に奨学金 <u>(入学金に限る。)</u> の給付を受けた奨学生は、 <u>入学</u> をする年度の <u>区長が指定する期日</u> までに、支払を証明する書類を区長に提出しなければならない。
2 奨学生は、 <u>毎年4月末日</u> までに在学する確認大学等の長が発行する在学状況を証明する書類を区長に提出しなければならない。	2 奨学生は、 <u>区長が指定する期日</u> までに在学する確認大学等の長が発行する在学状況を証明する書類を区長に提出しなければならない。
3 奨学生は、 <u>毎年4月末日及び9月末日</u> までに、それぞれ在学する確認大学等の長が発行する学業成績を証明する書類を区長に提出しなければならない。	3 奨学生は、 <u>区長が指定する期日</u> までに、それぞれ在学する確認大学等の長が発行する学業成績を証明する書類を区長に提出しなければならない。
4 奨学生は、 <u>毎年7月末日</u> までに経済状況報告書(第15号様式)に、当該	4 奨学生は、 <u>区長が指定する期日</u> までに経済状況報告書(第15号様式)に、

改正前	改正後
奨学生及び生計維持者の経済状況を証明する書類を添えて区長に報告しなければならない。 5 学資支給金を受けている奨学生又は大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項の規定による授業料等の減免を受けている奨学生は、それらを受けていることを証明する書類を区長に提出しなければならない。 <u>(奨学金の返済の確認)</u> 第19条 区長は、区長が別に定める期間に限り、奨学金返済支援助成の交付決定を受けた者に対し、貸付を受けた奨学金を返済したことを証する書類の提出を求めることができる。 (届出) 第20条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに区長に届け出なければならない。ただし、本人が傷病その他の事故により届け出ることができないときは、生計維持者等がこれを届け出なければならないものとする。 (1) 本人又はその生計維持者の住所その他重要な事項に異動のあったとき。 (2) 本人が休学、復学、転学又は退学をしたとき。 2 奨学金返済支援助成に係る奨学生等候補者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに区長に届け出なければならない。ただし、本人が傷病その他の事故により届け出ることができないときは、生計維持者等がこれを届け出なければならないものとする。 (1) 本人又はその生計維持者の住所その他重要な事項に異動のあったとき。 (2) 本人が休学、復学、転学又は退学をしたとき。 (3) 進学、進級又は卒業をしたとき。 3 奨学金返済支援助成の交付決定を受けた者は、区長が別に定める期間に限り、住所その他重要な事項に異動のあったときは、直ちに区長に届け出なければならない。ただし、本人が傷病その他の事故により届け出ること	当該奨学生及び生計維持者の経済状況を証明する書類を添えて区長に報告しなければならない。 5 学資支給金を受けている奨学生又は大学等における修学の支援に関する法律第4条第1項の規定による授業料等の減免を受けている奨学生は、それらを受けていることを証明する書類を区長に提出しなければならない。 第19条 削除 (届出) 第20条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに区長に届け出なければならない。ただし、本人が傷病その他の事故により届け出ることができないときは、生計維持者等がこれを届け出なければならないものとする。 (1) 本人又はその生計維持者の住所その他重要な事項に異動のあったとき。 (2) 本人が休学、復学、転学又は退学をしたとき。 2 (削る) (1) (削る) (2) (削る) (3) (削る) 3 (削る)

改正前	改正後
ができないときは、家族等がこれを届け出なければならないものとする。 第 2 1 条～第 2 7 条 （略）	第 2 1 条～第 2 7 条 現行のとおり 付 則（令和 7 年 月 日規則第 号） （施行期日等） 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第 4 条第 3 号及び第 1 8 条第 5 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。 （経過措置） 2 この規則の施行の際現に足立区育英資金条例の一部を改正する条例（令和 7 年足立区条例●号）による改正前の足立区育英資金条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 号）の規定により奨学金返済支援助成に係る奨学生等候補者の決定を受けている者及び奨学金返済支援助成の交付決定を受けている者に対する改正前の足立区育英資金条例施行規則第 5 条、第 1 2 条、第 1 3 条、第 1 7 条、第 1 9 条並びに第 2 0 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、なお従前の例による。
<u>第 2 号様式</u> <u>第 5 号様式</u> <u>第 6 号様式</u> <u>第 8 号様式 P 2 9 のとおり</u> <u>第 9 号様式</u> <u>第 1 0 号様式</u> <u>第 1 3 号様式</u>	<u>第 2 号様式</u> 削除 <u>第 5 号様式</u> 削除 <u>第 6 号様式</u> 削除 <u>第 8 号様式 P 3 0 のとおり</u> <u>第 9 号様式</u> 削除 <u>第 1 0 号様式</u> 削除 <u>第 1 3 号様式</u> 削除

第 年 月 日 号

様

奨学生番号

足立区長

足立区奨学金給付決定通知書

足立区育英資金条例第7条第1項の規定により、奨学金の給付額等について、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

1 給付期間

年 月分から 年 月分まで

2 給付額

円 ※注1、2

(内訳) ①入学料	円
②授業料	円
③施設整備費	円
④学資支給金 ▲	円 ※注3
⑤入学料・授業料に係る免除額又は減免額 ▲	円 ※注4

※注1：④及び⑤がある場合は、①から③までの合計額から④及び⑤の合計額を差し引いた額が給付額となります。

※注2：④及び⑤の合計額が①から③までの合計額を上回る場合は、給付額は0円となります。

※注3：独立行政法人日本学生支援機構からの学資支給金の支給額

※注4：入学若しくは進級先の学校又は在籍する学校における入学料及び授業料の免除又は減免措置を受けた場合の当該金額

【注意事項】

以下のいずれかに該当するときは、足立区育英資金条例の規定により、給付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- ・ 給付要件を欠くに至ったとき。
- ・ 偽りその他不正の手段により奨学金の給付決定を受けたと認められるとき。
- ・ 奨学金を給付の目的以外の用途に使用したと認められるとき。
- ・ 学生等としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- ・ 傷病等のために成業の見込みがないとき。

以上

第 年 月 日

様

奨学生番号

足立区長

足立区奨学金給付決定通知書

足立区育英資金条例第7条第1項の規定により、奨学金の給付額等について、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

1 給付期間

年 月分から 年 月分まで

2 給付額

円 ※注1

(内訳) ①入学料	円
②授業料	円
③施設整備費	円
④入学料・授業料に係る免除額又は減免額	

▲ 円 ※注2

※注1：④がある場合は、①から③までの合計額から④の額を差し引いた額が給付額となります。

※注2：入学若しくは進級先の学校又は在籍する学校における入学料及び授業料の免除又は減免措置を受けた場合の当該金額

【注意事項】

以下のいずれかに該当するときは、足立区育英資金条例の規定により、給付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- ・ 給付要件を欠くに至ったとき。
- ・ 偽りその他不正の手段により奨学金の給付決定を受けたと認められるとき。
- ・ 奨学金を給付の目的以外の用途に使用したと認められるとき。
- ・ 学生等としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- ・ 傷病等のために成業の見込みがないとき。

以上

文教委員会報告資料

令和7年8月21日

件 名	令和8年度あだち放課後子ども教室の民間事業者への委託に関する進捗状況について																		
所管部課名	学校運営部 青少年課 子ども家庭部 学童保育課、足立区生涯学習振興公社																		
内 容	1 あだち放課後子ども教室における課題と民間委託検討の目的 あだち放課後子ども教室は、全67区立小学校で実施している。全学年・平日全曜日実施を目標としているが、地域住民を中心とした実行委員会で運営されており、各実行委員会により利用学年や実施曜日に偏りがあることが課題となっている。この課題解決のため、民間事業者への委託化の検討に着手した。 2 民間委託化の対象校 校内学童がある35校のうち、指定管理が運営している学童保育室が存する13校を委託化検討の対象とした。そのうち、令和8年度については、令和7年度末で指定管理期間が満了となる5校を対象と想定している。 ※ 放課後子ども教室と学童保育室との一体的な運営が効果的であるため、校内学童の存する学校を対象とした。 3 対象校との協議状況 令和8年度からの民間委託化を検討している5校について、各実行委員会及び各放課後子ども教室のスタッフと協議したところ、<u>3校について民間委託化の了承を得た</u>。その他の学校も含めた状況は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th><th>委託化</th><th>実施状況</th><th>主な意見</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千寿第八</td><td>○</td><td>水：1・3・5・6年 金：2・4年</td><td>① 現体制では、現状より拡大して開催することは困難なため、<u>積極的に委託化を受け入れたい。</u> ② 委託化しても、引き続き従事してくれるスタッフはいると思う。</td></tr> <tr> <td>大谷田</td><td>○</td><td>月：5・6年 火：3・4年 水：2年 木：3・4年 金：5・6年</td><td>① 全学年の受入れや事業の継続性を考えれば、<u>委託化はやむを得ない。</u> ② 希望するスタッフが雇用してもらえるよう、取り計らってほしい。</td></tr> <tr> <td>東栗原</td><td>○</td><td>学年固定せず（各学年週2回程度）</td><td>① 全学年の受入れや事業の継続性を考えれば、<u>委託化はやむを得ない。</u> ② 希望するスタッフが雇用してもらえるよう、取り計らってほしい。</td></tr> </tbody> </table>			学校名	委託化	実施状況	主な意見	千寿第八	○	水：1・3・5・6年 金：2・4年	① 現体制では、現状より拡大して開催することは困難なため、 <u>積極的に委託化を受け入れたい。</u> ② 委託化しても、引き続き従事してくれるスタッフはいると思う。	大谷田	○	月：5・6年 火：3・4年 水：2年 木：3・4年 金：5・6年	① 全学年の受入れや事業の継続性を考えれば、 <u>委託化はやむを得ない。</u> ② 希望するスタッフが雇用してもらえるよう、取り計らってほしい。	東栗原	○	学年固定せず（各学年週2回程度）	① 全学年の受入れや事業の継続性を考えれば、 <u>委託化はやむを得ない。</u> ② 希望するスタッフが雇用してもらえるよう、取り計らってほしい。
学校名	委託化	実施状況	主な意見																
千寿第八	○	水：1・3・5・6年 金：2・4年	① 現体制では、現状より拡大して開催することは困難なため、 <u>積極的に委託化を受け入れたい。</u> ② 委託化しても、引き続き従事してくれるスタッフはいると思う。																
大谷田	○	月：5・6年 火：3・4年 水：2年 木：3・4年 金：5・6年	① 全学年の受入れや事業の継続性を考えれば、 <u>委託化はやむを得ない。</u> ② 希望するスタッフが雇用してもらえるよう、取り計らってほしい。																
東栗原	○	学年固定せず（各学年週2回程度）	① 全学年の受入れや事業の継続性を考えれば、 <u>委託化はやむを得ない。</u> ② 希望するスタッフが雇用してもらえるよう、取り計らってほしい。																

島根	協議中 (※)	月：4・5・6年 火：2・3年 水：固定せず 木：4・5・6年 金：2・3年	① 現体制では、現状より拡大して開催することは困難。 ② しかしながら、これまでの思いもあるため、 <u>実行委員会形式で続けていきたい。</u>
中島根	協議中	学年固定せず (各学年週 3 回程度)	① スタッフの多くは、金銭よりもボランティア精神で従事している。 ② <u>段階的に週 5 日・全学年の実施に引き上げ、引き続き実行委員会形式で続けていきたい。</u>

※ 委託化の開始年度を遅らせることなども検討しながら、引き続き実行委員会やスタッフと協議していく。

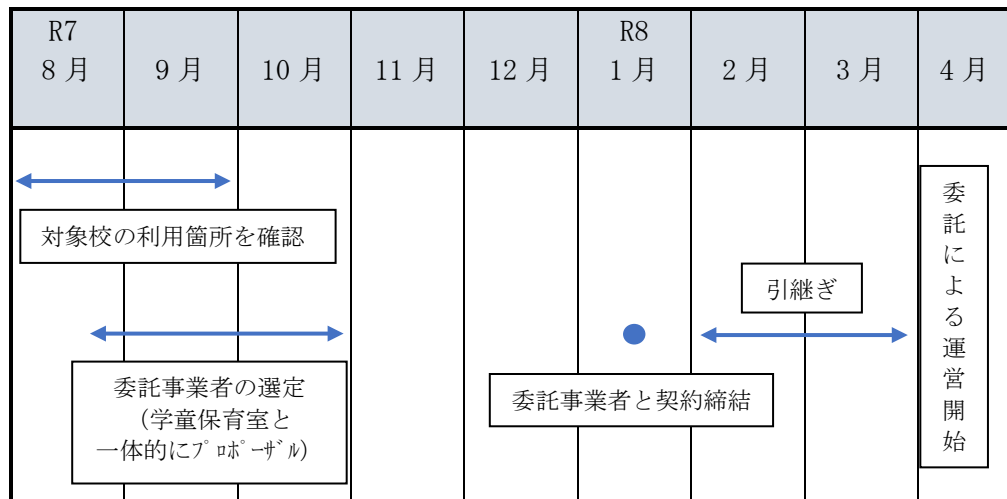
4 実行委員会方式と民間委託方式化の費用等比較（1校あたり）

項目	実行委員会方式 (令和7年度予算ベース)	民間委託方式 (他自治体参考)	
予算額	<u>6,523 千円 (概算)</u> ・ スタッフ謝金 4,119 千円 ・ 公社職員人件費 2,404 千円 (令和6年度実績)	<u>16,000 千円</u>	<u>32,000 千円</u>
対象学年	小学校1年生～6年生		
開催日数	168 日		<u>292 日</u>
開催曜日	月～金		月～土 ※ ¹
開催時間	放課後～17 時		放課後～17 時 ※ ² 土曜日、振替休日、長期休業日 9 時～12 時 13 時～17 時
国・都補助金 (特財)	2,636 千円 (東京都の補助基準額 3,954×2/3) 令和7年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金算定基準より		

※¹ 月～土には振替休日、長期休業日も含みます。

※² 土曜日、振替休日、長期休業日（夏休み等）の弁当持参については、衛生面の安全性やスタッフの休憩場所の確保など、対象校と協議しながら検討していく。

5 令和8年度民間委託実施に向けたスケジュール（予定）



6 令和9・10年度の民間委託化検討の対象校

	令和9年度	令和10年度
対象校	■千寿小学校 ■綾瀬小学校 ■江北小学校	■新田学園（第1・2校舎） ■亀田小学校 ■鹿浜未来小学校

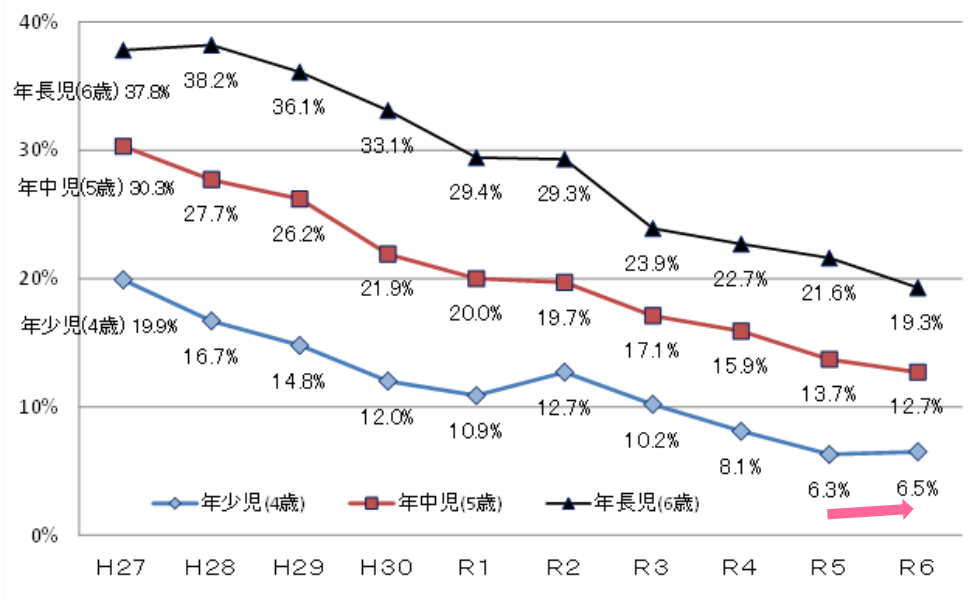
※ 令和8年度の対象校のうち、民間委託化に至らなかった学校については、引き続き協議していく。

文教委員会報告資料

令和7年8月21日

件名	令和6年度あだちっ子歯科健診の実施結果について																																																							
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課 保育・入園課、私立保育園課、幼稚園・地域保育課																																																							
内容	「足立区糖尿病対策アクションプラン2ー歯科口腔保健対策ー」の一環として、むし歯が増えやすい年少児(4歳)～年長児(6歳)全ての子どもを対象に「あだちっ子歯科健診」を実施し、むし歯予防及び早期の治療に繋げる取組を進めている。 令和6年度の結果について報告する(詳細は別添資料3参照)。 1 施設参加率と健診受診率(図1) (1) 参加率は8年連続100%、受診率は微増 ア 全216施設実施、13,275名受診 イ 施設通園児の受診率 99.2%(前年比0.6ポイント増) ウ 未通園児等※の受診率30.6%(前年比0.7ポイント増) 令和6年度は、新たに発達支援施設(1施設)に歯科医師が赴いて歯科健診を実施した。 ※ 家庭保育又は認可外保育施設(認証保育所を除く)、企業主導型保育施設、児童発達支援センター等に通っている子どもを含む。区外通園児は除く。 (図1)施設参加率と健診受診率 施設参加率と受診率(経年) <table><caption>施設参加率と受診率(経年)</caption><thead><tr><th>年度</th><th>施設参加率</th><th>施設通園児受診率</th><th>未通園児等受診率</th><th>区外通園児受診率</th></tr></thead><tbody><tr><td>H27</td><td>100.0%</td><td>98.8%</td><td>8.6%</td><td>4.2%</td></tr><tr><td>H28</td><td>100.0%</td><td>99.0%</td><td>9.4%</td><td>5.1%</td></tr><tr><td>H29</td><td>100.0%</td><td>99.1%</td><td>13.5%</td><td>9.8%</td></tr><tr><td>H30</td><td>100.0%</td><td>99.0%</td><td>13.0%</td><td>9.2%</td></tr><tr><td>R1</td><td>100.0%</td><td>99.4%</td><td>14.3%</td><td>9.5%</td></tr><tr><td>R2</td><td>100.0%</td><td>98.6%</td><td>17.3%</td><td>9.1%</td></tr><tr><td>R3</td><td>100.0%</td><td>98.7%</td><td>21.0%</td><td>14.1%</td></tr><tr><td>R4</td><td>100.0%</td><td>99.0%</td><td>30.6%</td><td>8.9%</td></tr><tr><td>R5</td><td>100.0%</td><td>98.6%</td><td>29.9%</td><td>8.5%</td></tr><tr><td>R6</td><td>100.0%</td><td>99.2%</td><td>30.6%</td><td>10.6%</td></tr></tbody></table> 施設参加率 100.0% 施設通園児 0.6ポイント増 未通園児等 22.0ポイント増 区外通園児 6.4ポイント増 2 健診結果及び分析 (1) 乳歯にむし歯がある子どもの割合 乳歯にむし歯がある子どもの割合は、4歳(年少児)を除き、前年度より減少している(図2)。	年度	施設参加率	施設通園児受診率	未通園児等受診率	区外通園児受診率	H27	100.0%	98.8%	8.6%	4.2%	H28	100.0%	99.0%	9.4%	5.1%	H29	100.0%	99.1%	13.5%	9.8%	H30	100.0%	99.0%	13.0%	9.2%	R1	100.0%	99.4%	14.3%	9.5%	R2	100.0%	98.6%	17.3%	9.1%	R3	100.0%	98.7%	21.0%	14.1%	R4	100.0%	99.0%	30.6%	8.9%	R5	100.0%	98.6%	29.9%	8.5%	R6	100.0%	99.2%	30.6%	10.6%
年度	施設参加率	施設通園児受診率	未通園児等受診率	区外通園児受診率																																																				
H27	100.0%	98.8%	8.6%	4.2%																																																				
H28	100.0%	99.0%	9.4%	5.1%																																																				
H29	100.0%	99.1%	13.5%	9.8%																																																				
H30	100.0%	99.0%	13.0%	9.2%																																																				
R1	100.0%	99.4%	14.3%	9.5%																																																				
R2	100.0%	98.6%	17.3%	9.1%																																																				
R3	100.0%	98.7%	21.0%	14.1%																																																				
R4	100.0%	99.0%	30.6%	8.9%																																																				
R5	100.0%	98.6%	29.9%	8.5%																																																				
R6	100.0%	99.2%	30.6%	10.6%																																																				

(図2) 乳歯にむし歯がある子どもの割合(処置歯も含む)



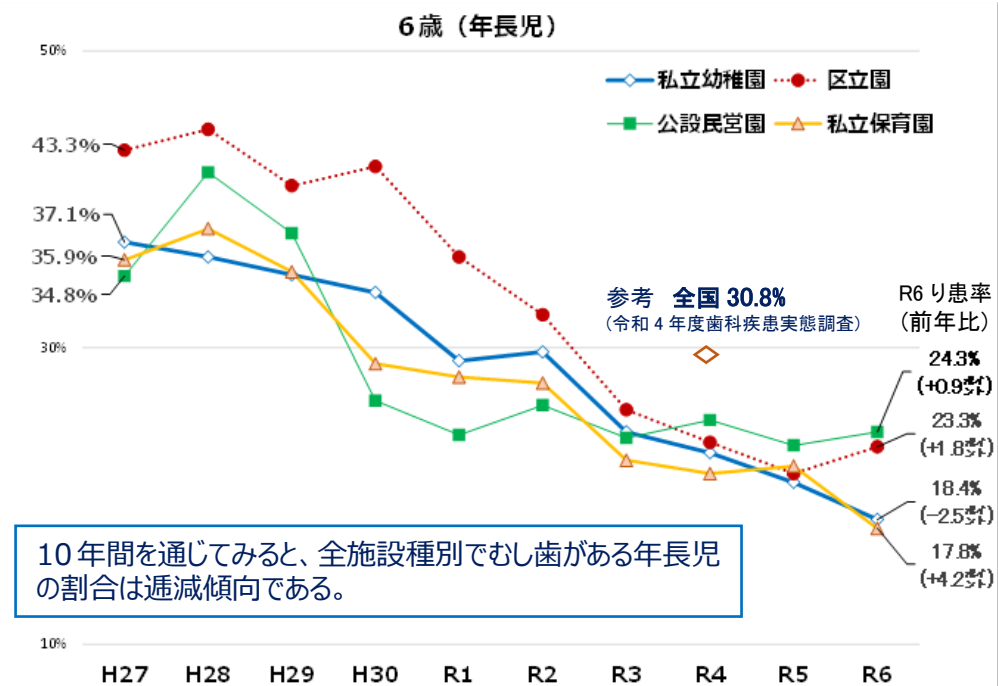
(2) 10年間の成果と課題

平成27年度～令和6年度の歯科健診結果の推移

ア 施設種別・むし歯がある6歳(年長児)の割合

全施設種別で「むし歯がある6歳(年長児)の割合」が減少したが、令和6年度は、区立園・公設民営園のむし歯り患率が増加に転じている。

(図3) 施設種別・むし歯がある6歳(年長児)の割合の推移



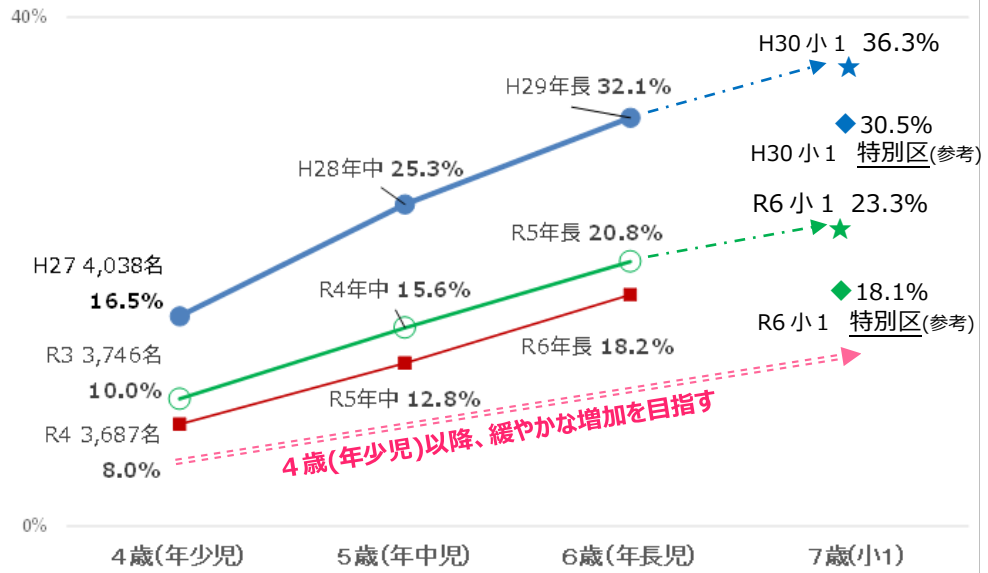
<10年間の成果>

区立園 -20.0 ポイント
 私立幼稚園 -18.7 ポイント

公設民営園 -10.5 ポイント
 私立保育園 -18.1 ポイント

イ 4歳(年少児)から6歳(年長児)のむし歯増加率は、平成27年度より低下しているが、小学1年生で特別区平均には依然として届いていない。

(図4) 3年間同一施設で受診した子どものむし歯罹患率の推移 ※参考 小1り患率

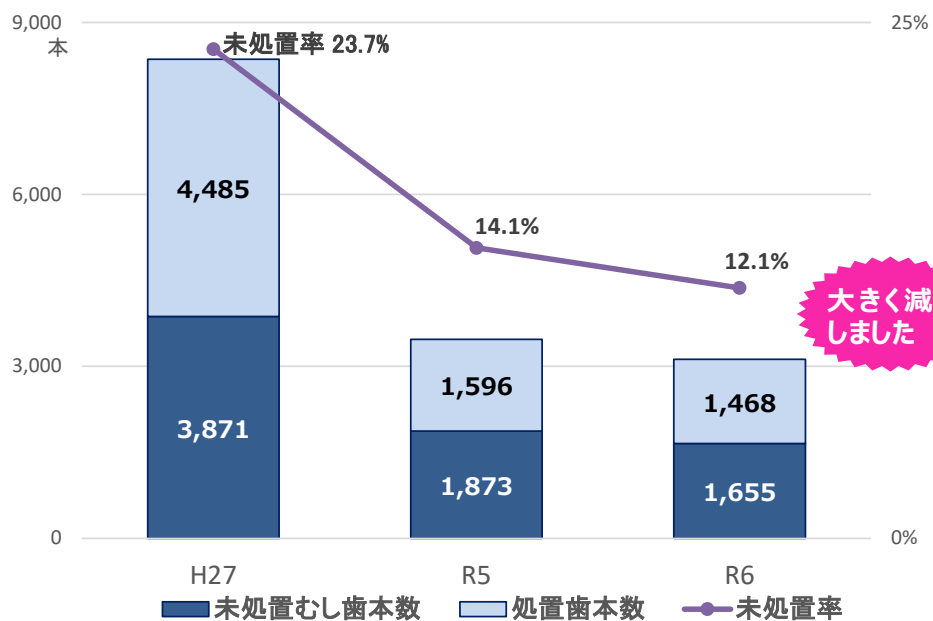


今後の強化ポイント①

4歳(年少児)から5歳(年中児)のむし歯増加を防ぐ

ウ 未処置のむし歯をもつ6歳(年長児)の割合は半減、本数は約6割減少している。

(図5) 未処置のむし歯をもつ6歳(年長児)の割合と本数



今後の強化ポイント②

「むし歯は治療する」「新たなむし歯をつくらない」取組の推進

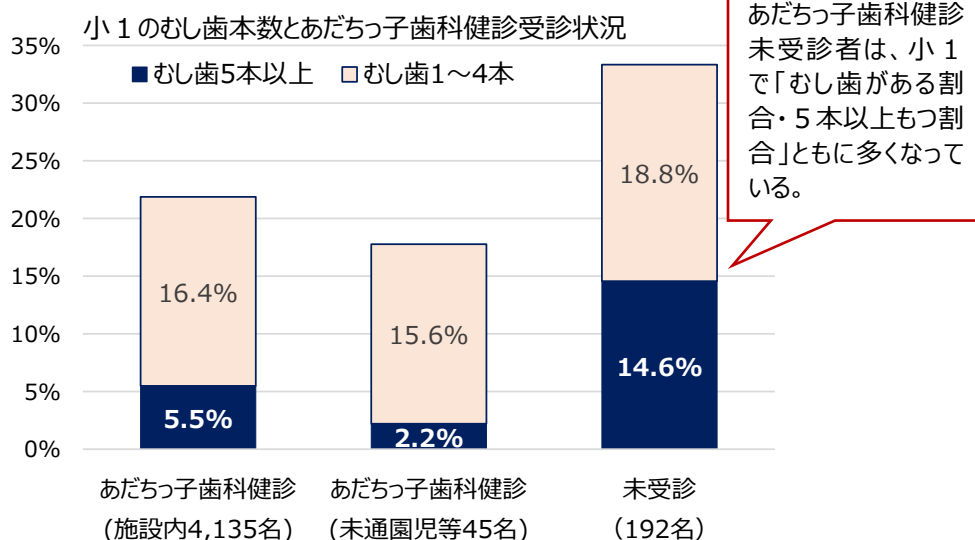
【参考】

(表 1) むし歯がある小学 1 年生の割合

	R2	R3	R4	R5	R6
むし歯がある小学 1 年生の割合	33.1%	29.2%	27.6%	26.0%	23.3%
特別区順位	22 位	22 位	23 位 5 年ぶり	22 位	21 位

※ 特別区別のむし歯がある小学 1 年生の割合は別添資料 3 P 7 参照

(図 6) 令和 6 年度小学 1 年生の乳歯のむし歯本数と令和 5 年度あだちっ子
歯科健診受診状況



3 今後の取組

課題	対策
(1) 4 歳 (年少児) から歯科口腔保健対策の強化 【子ども家庭部】	ア 【新】「体験型リーフレット」による啓発 「歯みがき習慣はレジリエンスの向上にも影響すること※1」「フッ化物配合歯みがき剤の使用法」等、最新情報を盛り込んだ体験型リーフレットを作成・配付する。※1 第 2 期第 1 回 子どもの健康生活実態調査 報告書(概要版) イ 【強化】教育・保育施設の実施を支援 「年少児から給食後の歯みがき実施」並びに、歯によいおやつ・よく噛む習慣づくりに取り組む教育・保育施設を増やす。 ウ 園歯科医モデル事業(区立保育園 7 園)の拡充 「あだちっ子・園歯科医モデル事業」の効果的な実施および事業評価を行い、令和 9 年度までの全園展開に向けて歯科医師会と調整を進めていく。

	(2) 歯科健診結果のお知らせ(全員に配付)を見直す 【子ども家庭部】	【見直し】 予防<新たなむし歯をつくらない>と治療<むし歯は治療する>の重要性が伝わる「結果のお知らせ」に変更する。 合わせて、要治療児が提出する受診報告書に「受診しない理由」を記載する欄を設ける等、治療に繋がらない家庭への支援策を検討していく。
	(3) 未通園児等の受診率向上を図る 【子ども家庭部】	あだちっ子歯科健診参加2年目を迎える発達支援施設を支援し、通園児の確実な受診に繋げる。 【見直し】 受診率向上を目指し、未通園児に送付する通知をよりわかりやすく変更する。
	(4) 最初に生える永久歯の奥歯「6歳臼歯」のむし歯予防を強化 【衛生部】	ア 令和5年度に開始した「6歳児対象 フッ化物塗布事業」の利用率向上に取り組み、健全な6歳臼歯の育成並びに定期管理の推進を図る(R6 9.9%→R7 目標 15%)。 【参考】 定期的にフッ化物塗布を受けている年長児の割合 57.4% (R6 年度 6歳臼歯健康教室保護者アンケート結果) イ 保健センター歯科衛生士による「6歳臼歯健康教室」において、「奥歯みがきと歯によいおやつ」をテーマに、歯みがき体験の実施並びに「10日間チャレンジカード」を活用した習慣づくりに取り組む。

文教委員会報告資料

令和7年8月21日

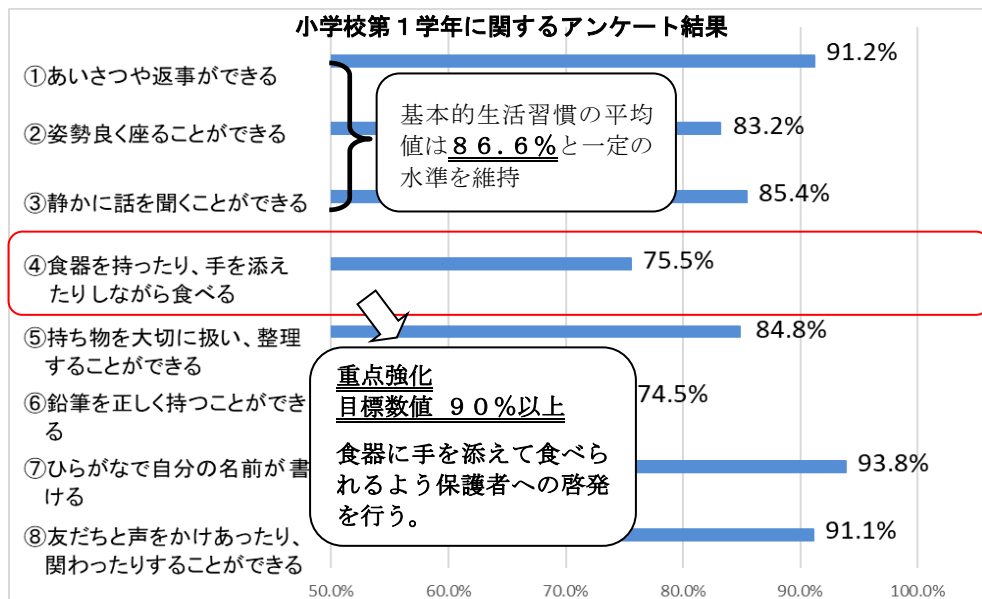
件名	令和6年度の幼保小連携活動について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設指導・支援課
内容	1 「令和6年度 幼保小連携活動の実績報告」の配付について (1) 主な内容（別添資料4 参照） - ア 連携活動の主な取組事例 - イ 各ブロックの1年生アンケート結果 - ウ 接続期教育研修 (2) 令和6年度活動報告のポイント - ア 小学校と園での連携活動の紹介 - イ アンケート結果を受けての課題と取組 - ウ 接続期教育研修の内容と評価 (3) 配付先 - 区立小学校 67校 - 就学前教育・保育施設 216施設 (4) 配付予定時期 令和7年9月下旬 2 「小学校第1学年に関するアンケート」実施結果について 令和6年度の事業結果を分析するために実施した「小学校第1学年に関するアンケート」の集計結果について、以下のとおり報告する。なお、本アンケートは平成29年度から毎年質問項目を検討しながら、実施している。 (1) 目的 小学校第1学年児童の現状を把握し、関係者間で共有することにより、連携活動や子どもたちへの指導・支援に活かす。 (2) 対象 - 区立小学校1年生（全67校 児童数4,402人） - 担任教諭による見取りにより実施 (3) 実施時期 令和7年4月

(4) 結果概要（項目別経年表はP 4 1 資料を参照）

アンケート項目	令和7年度	前年度比較	全国の傾向*1
①あいさつや返事ができる	91.2%	↓ 4.6pt	87.1%
②姿勢良く座ることができる	83.2%	↓ 3.1pt	54.8%
③静かに話を聞くことができる	85.4%	↓ 1.9pt	76.3%
④食器を持ったり、手を添えたりしながら食べる	75.5%	↓ 4.2pt	72.5%
⑤持ち物を大切に扱い、整理することができる	84.8%	↓ 3.8pt	63.8%
⑥鉛筆を正しく持つことができる	74.5%	↓ 3.5pt	50.0%
⑦ひらがなで自分の名前が書ける	93.8%	↓ 1.5pt	98.6%
⑧友だちと声をかけあったり、関わったりすることができる	91.1%	- *2	70.0%

*1 出典 「ベネッセ教育総合研究所 速報版 幼児期から小学1年生の家庭教育調査」等

*2 令和7年度から項目追加のため、令和6年度実績なし



(5) 分析

ア 教員と保育者の活動目的の認識の違いなどから、年度ごとに数値の変動がみられる。子どもの発達や指導方法だけでなく、連携活動の好事例も共有していく必要がある。

イ 特に数値が低い項目（食器を持ったり、手を添えて食べることや鉛筆を正しく持つこと）は、家庭内でも啓発する必要がある。

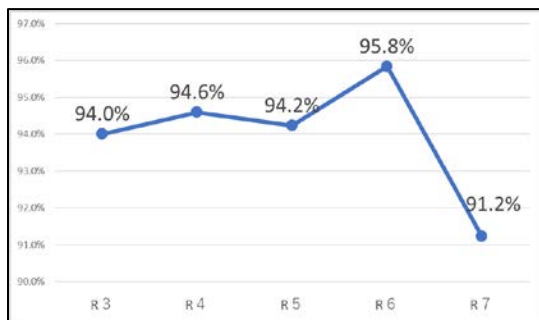
(6) 今後の方針

ア 幼保小連携アドバイザーが連携活動の好事例を集約し、小学校と就学前施設へ共有していく。

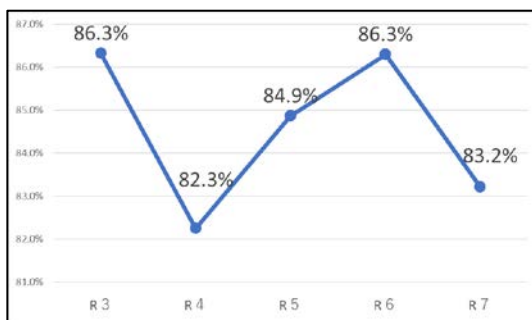
イ 令和6年度に引続き、「④食器を持ったり、手を添えたりしながら食べる」ことを重点課題に定め、「概ね身につけている」割合が90%以上を目標に家庭内へ情報発信を行い、家庭でも取り組めるよう意識の向上を図っていく（令和10年度まで）。

小学校第1学年に関するアンケート 項目別経年表

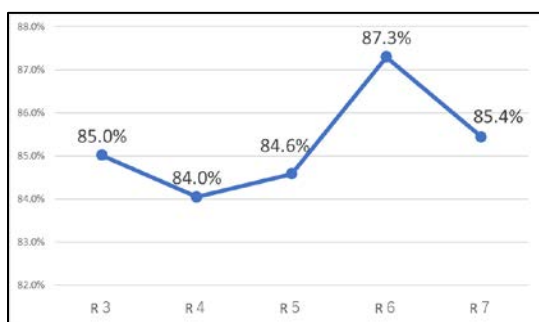
①あいさつや返事ができる



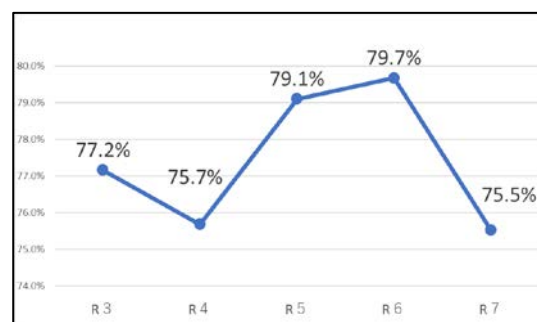
②姿勢良く座ることができる



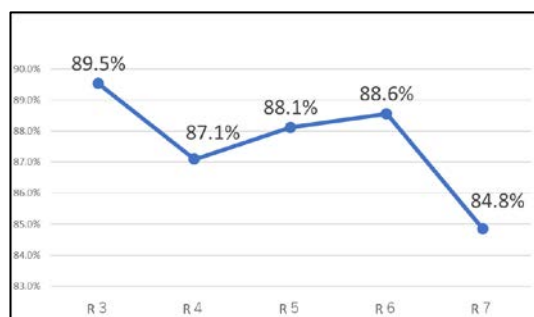
③静かに話を聞くことができる



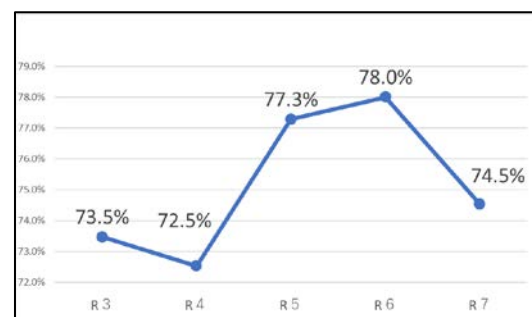
④食器を持ったり、手を添えたりしながら食べる



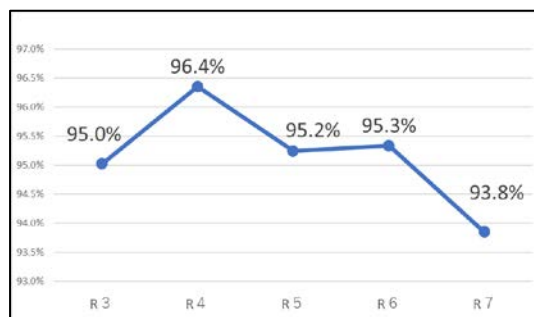
⑤持ち物を大切に扱い、整理することができる



⑥鉛筆を正しく持つことができる



⑦ひらがなで自分の名前が書ける



※ ⑧「友だちと声をかけあったり、関わったりすることができる」は令和7年度から項目追加のため、未掲載